

特許庁委託  
ジェトロ知的財産権情報

# 模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

## 第2章 特許権の取得

### 2-1. 保護対象、根拠法

タイ特許法は1979年に制定された。現在最も新しい改正法は1999年改正特許法（第3部。1999年9月27日施行）である。

### 2-2. 発明の定義、特許の種類（第3条）

発明とは、「新規に物又は方法を発見又は創造すること、あるいは物又は方法の改良を行うこと」と定義されている。従って、発明には「物の発明」と「方法の発明」があり、この両方に特許が与えられる。

物の発明とは：

例えば機械、器具、物品、化合物や混合物などが挙げられる。

方法の発明とは：

例えばある薬の製造方法やある食料の保存方法、又は薬の製造方法で製造過程を減らす方法などが挙げられる。

秘密特許制度：（第23条）

出願された発明が、国家の安全保障のために秘密にしておかなければならないと局長が判断したとき、局長は別の命令をするまで、その発明の重要部分及び詳細を秘密としておくことを命令することができる。

第1項により秘密とすることを命令されたことを知りながら、その発明の重要部分又は詳細を出願人を含む何人も開示することを禁ずる。ただし、法律により権限を有するときを除く。

### 2-3. 特許出願人の要件（第14条）

特許出願人の要件は以下のいずれか一つ以上の条件を満たすことが必要となる。

- ① タイ国籍者、あるいはタイが属している特許保護のための国際的同盟又は条約の国の国籍者、あるいはタイに本拠地がある法人。
- ② タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- ③ タイ又はタイが属する特許保護のための国際的同盟あるいは条約の加盟国に居所あるいは産業的商業的に現実に操業している者。

### 2-4. 被雇用者の特許出願権（第11条）

従業員（被雇用者）による職務発明であった場合の特許権については、雇用契約に別段の定めがある場合を除き雇用主に属する。

### 2-5. 出願の際の譲渡行為（第10条）

譲渡行為の有効化のため、譲渡行為は法的な文書にて、譲渡人及び譲受人との間で署名行為がなされなければならない。そのように行わない場合には、その譲渡行為は無効と判断される。

代理人制度：

特許出願人は、タイに居所を有しているか否かに限らず、代理人に出願の代行をさせることができる。

### 2-6. タイに居所がない出願人の場合

一方、タイ国に居所を有していない特許出願人は、タイ国内の特許出願関係手続き代行者として、局長から登録手続きを許可されている弁理士に出願行為を代行させる必要が有る。タイ国での連絡先代理人及びその居所が必要である。

出願人から代理人への委任行為は、文書(委任状)により行われ、出願時にその提出が求められるが、委任行為を行う場所により、準備する書類が多少異なってくるので注意を要する。

## 2-7. 弁理士制度

(「1999年知的財産局告示(1999年9月27日公告)：特許弁理士登録について」より)

特許弁理士登録を申請できる者は以下の通りである。

- ① 科学、技術、建築、法律分野の学士あるいは学士以上の者、あるいはその他の学士で科学関連の基礎科目を最低12単位履修している者、および
- ② 知的財産局の規定に基づく、特許法及び特許出願方法に関するトレーニングコースを終了した者

特許弁理士の仕事の範囲については、発明特許、意匠特許、小特許の出願代理行為ができる(なお、商標については、弁理士の資格を持っていない者でも出願代理ができる)。

弁理士の登録数：

2007年11月30日時点で、タイ商務省知的財産局への弁理士登録数は2,184名である。

委任行為が外国で行なわれる場合：

その委任状には、タイ国大使館あるいはタイ国領事館の長、又は委任者が居住している国に常駐している商務官事務所の長、あるいはそれらの者の代わりに委任行為を許可された担当官のサインか、あるいはその外国の法律によりサインを保証する権限を与えられた者による公証人証書が必要である。

委任行為がタイ国内で行なわれる場合：

その委任状の他に、出願人が外国人の場合、出願人のパスポートのコピー又は在留証明書のコピー、あるいは、その者がタイ国に入国したことを局長に対して示すことができるその他の証拠の添付が必要である。公証人証書は必要ない。

## 2-8. 特許の登録要件 (第5条)

- ① 新規性を有すること
- ② 発明が高度であること
- ③ 発明が産業上に利用できるもの、である。

まず①の新規性についてであるが、以下の「従来技術」でないことが新規性を満たす上で必要である。(第6条)

以下のいずれかに当てはまる発明は「従来技術」とみなされ、出願が拒絶される

- ・ 出願前にすでに国内で広く知られ又は使用されている発明
- ・ 国内外において、出願前に頒布された文献又は印刷物に、その重要な部分又は詳細が公開されている発明、
- ・ 出願前に、国内外においてその発明の重要な部分又は詳細が、文献、印刷物で公開されたか否かに関係なく、公衆に展示又は発表された発明
- ・ 出願前に、すでに国内外で特許権あるいは小特許権を得ている発明
- ・ すでに外国で同一の特許あるいは小特許出願がされており、登録されていないがすでに出願後 18ヶ月経過した発明

- ・すでに国内外で特許あるいは小特許出願がなされ、出願前に公開がされた発明
- ・その発明者が、国際商品展示会あるいは公的機関の商品展示会で、発明の重要部分或いは詳細を展示又は公開した日からすでに 12 ヶ月を経過した発明。

高度な発明とは：（第7条）

その技術分野について通常の専門知識のある者にとって、容易に明らかになるものではないものをいう。最高裁判所の判決 No. 4131/2536 及び No. 7377/2538 によると、既に公知の原理や技術が、発明に使用された場合、もしくは過去の微小な違いに過ぎない発明に使用された場合でも、高度な発明を構成するとは言えない。もし、その発明が問題を解決するに在り来りの方法でない発明である場合、その発明は高度な発明である、とされる。

産業上に利用できる発明とは：（第8条）

工業、工芸、農業、商業を含む産業に利用できる発明をいう。

#### 2-9. 特許の不登録事由 （第9条）

以下の要件のいずれか一つ以上を満たす発明については、特許登録の保護を受けられない。

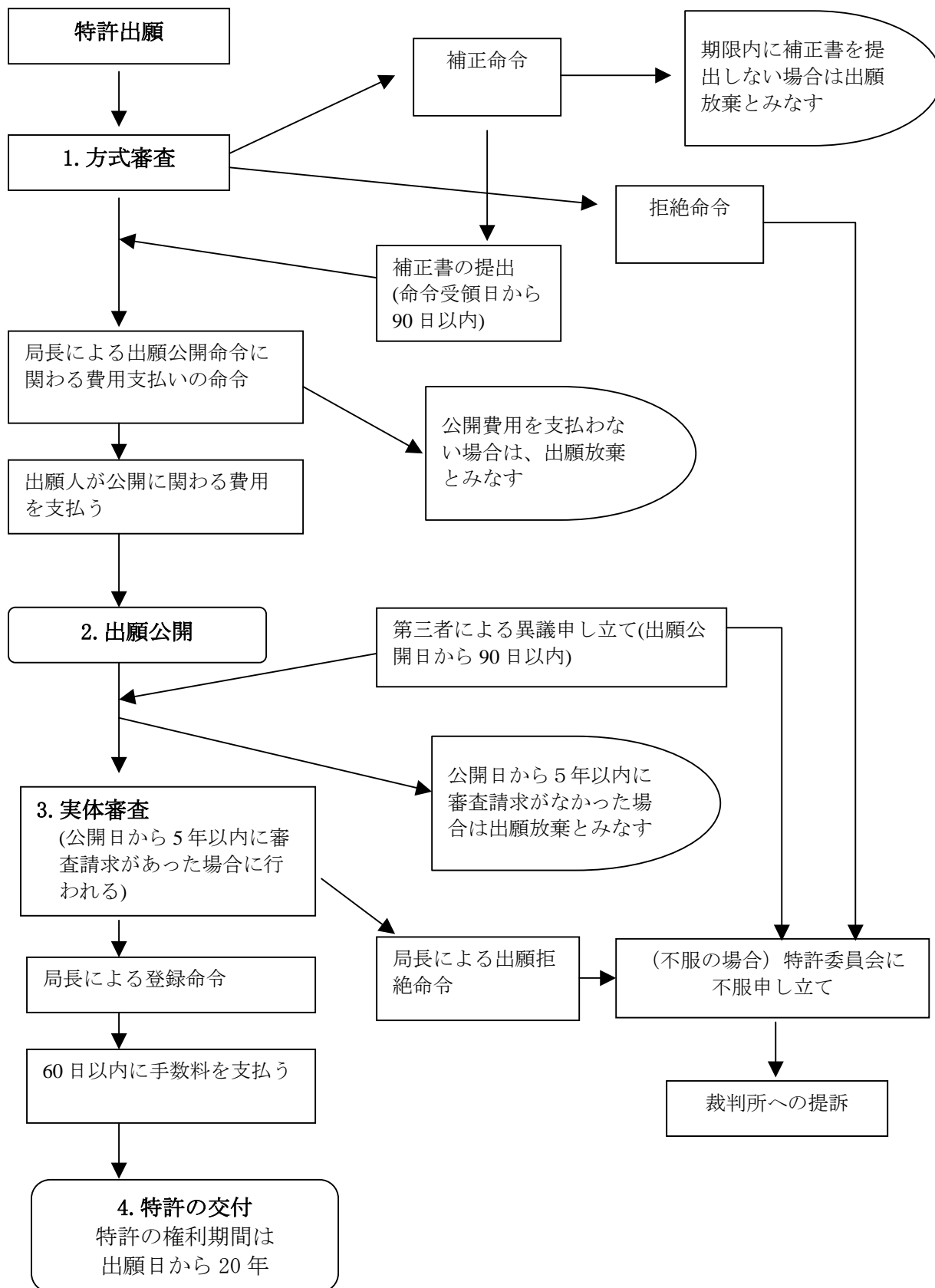
- ① 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物自体、又は動植物からの抽出物
- ② 科学及び数学の法則及び理論
- ③ コンピュータプログラム
- ④ 人間又は動物の病気を診断、治療する方法
- ⑤ 公序良俗に反する発明

#### 2-10. 特許検索システムについて

特許検索システムは IPIC 特許検索システム(2006年6月から)が以下の URL に変更され、タイ語使用のみによる検索しかできない。（英語検索のページもあるが、詳しいデータ入力にはいずれにしてもタイ語入力が必要である）

URL: <http://www.ipthailand.org/dip/index.php>

2-11. 特許出願から登録までのフローチャート:



## 2-12. 出願の起算日

タイ国特許法により、出願日は出願手続きを行った日とされるが、優先権主張をした場合には以下の例外が適用される。

- ① 政府により開催されたタイ国内外での展示会で公開された発明で、その発明が上記の公開日から12ヶ月以内である場合。新規性の判断基準日は上記の公開日とされる。
- ② その発明が先に外国で出願された後に、その外国出願日から12ヶ月以内にタイ国内で出願された場合。（パリ条約の優先権主張の場合については以降のページにて詳しく説明。）  
新規性の判断基準日は上記の外国出願日とされる。（小特許出願についても、上記の外国出願日から12ヶ月以内。）

## 2-13. 出願に必要な書類

出願書類(タイ語の指定フォーム)：

タイ商務省知的財産局及びWEBSITEにて規定のフォーム(PI/PD/PP-001-A)を入手できる。(意匠出願の場合もこの書式を使用する。)

上記書類には、発明の名称、発明者名及びその住所、出願人名及びその住所、優先権主張に関する情報(優先権主張の有無、優先権主張国、優先権主張番号、優先権主張日など)、(出願代理人がある場合には)出願代理人に関する情報、等をタイ語にて記載する。

WEBSITE(規定フォーム：タイ語のみ)

[http://www.ipthailand.org/dip/index.php?option=com\\_docman&task=cat\\_view&gid=81&Itemid=162](http://www.ipthailand.org/dip/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=81&Itemid=162)

明細書、要約書、(必要な場合は)図面：

原則として、出願時にタイ語で準備する。ただし優先権主張がある場合は、外国語での出願が可能であるが、出願後の一定期間内にタイ語翻訳書の提出が必要である。

委任状1通(タイ語)：

代理人による出願で、出願人が外国人の場合は、公証手続きのある委任状(英語翻訳文つき)が1通必要である。一方、出願人がタイ法人である場合、代理人を通さず自らが出願することが可能である。また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

譲渡証1通(タイ語)：

譲渡行為がある場合に用意する。(例えば、従業員である発明者が会社である出願人に出願権を譲渡する場合)また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

出願権証明書1通(タイ語)：

発明者と出願人が同一の場合、譲渡証の代わりに用意する。また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

(優先権主張をする場合に)優先権主張に関する申請書1通：

タイ語の一定書式に記入する。(優先権主張については、後の項目を参照)

(優先権主張をする場合に)優先権主張証明書：

優先権主張日から16ヶ月以内で、かつ公報の発行日までに提出しなければならないが、タイ語への翻訳は必要ない。

## 2-14. 優先権主張 (第19条の2)

タイはパリ条約、特許協力条約(PCT)に加盟していないが、WTOに加盟しているため、WTO-TRIPS協定の第2条に基づくパリ条約第4条の規定に従い、WTO加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

出願人が、以下の場合に当てはまる場合は、タイ国外の最初の特許出願日から12ヶ月以内にタイで出願した出願について、パリ条約の実務と同様に、そのタイ国外の最初の特許出願日を新規性・

進歩性の判断基準日として主張できる。(小特許出願についても、上記の外国出願から12ヶ月以内。)

以下のいずれか一つ以上の条件を満たすことが必要となる。(第14条)

- ① タイ国籍者、あるいはタイが所属している特許保護のための国際的同盟又は条約の国の国籍者、あるいはタイに本拠地がある法人。
- ② タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- ③ タイ又はタイが属する特許保護のための国際的同盟あるいは条約の加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者。

## 2-15. 特許出願から登録までの手続き

(i) 方式審査

方式審査とは：

出願後、その出願について、出願人がタイで特許を出願する権利があるかどうか、委任状、譲渡証の書式が正しいかどうか、優先権主張をしている場合その権利が正しいかどうか、またその出願が保護を受けられない発明に該当するか否か、などについて審査が行われる。

補正・拒絶命令：

その後補正が必要な出願については補正命令が、不特許事由に該当する場合は拒絶命令が出される。出願人は以上の担当官の命令を受領した日から90日以内に補正をし、書類提出をしなければならない。

(ii) 出願公開 (第28条)

公開命令の通知：

方式審査の結果、補正や拒絶をするに当たらないと判断された出願は、局長から公開命令を受け、出願人に通知される。

公開費用の支払い：

出願人は、その公開命令を受領した日から60日以内に公開に関わる手数料を支払わなければならない。もしこの期間中に支払いをしなかった場合、この出願は放棄したものとみなされる。

出願公開について：

上記の期間内に出願人が公開費用を支払った場合、出願の公開が行われる。

公開の方法は、知的財産局の公開公報CD-ROM(1ヶ月に約3回発行され、一般の人でもタイ知的財産局にて購入が可能)又は知的財産局のホームページ(特許検索システム(タイ語)にてキーワードを入力することにより、公開公報が入手できる)がある。

また、出願公開日は、異議申し立てと審査請求の起算日となる。

異議申し立てとは：(第31条)

その出願人ではなく自身が特許権を受ける権利があると主張する第三者や、その出願が特許要件(新規性、進歩性、産業上の利用性)、不特許事由(公序良俗に反する発明である場合など。前述)、特許出願権利者、職務発明、特許出願人の条件に適合しないと主張する者が、当該出願の公開日から90日以内にタイ商務省知的財産局の担当官に対して異議を申し立てることをいう。

審査請求とは：(第29条)

タイでは、出願公開日から5年以内に出願人が商務省知的財産局の担当官に対して審査請求を行った場合に限り、その出願についての実体審査が行われる。この期間を過ぎた場合、出願を放棄したものとみなされる。

特許出願を小特許に変更したい場合：(第65条の4)

出願人は、特許出願の登録前であれば、その出願を小特許に変更することができ、省令で定められた手続きに基づき、変更前の出願日を確保することができる。

## 2-16. 分割出願 (第 26 条)

出願特許の内容が幾つかの明確に区別し得る発明に別れていて単一の発明とはし難い、と担当官が判断した場合、担当官はその出願を、一つの発明に関わる幾つかの出願に分けるよう命じる場合がある。

上記命令後 120 日以内に出願人が分割出願のいずれか一つを出願した場合、最初に出願した日を出願日とみなす。

出願人が分割の要請に同意しない場合、出願人は 120 日以内に局長に異議を申し立てることができ、局長の決定を最終決定とする。

### (iii) 実体審査

実体審査は、出願公開日から 5 年以内に出願人より審査請求があった場合に限り行われる。もし上記の期間内に審査請求が無かった場合には、その出願は放棄されたものと判断される。

もし異議申し立てあるいは不服申し立てがあった場合、審査請求は特許委員会の最終決定から 1 年以内に行われなければならない。もし上記の期間内に審査請求手続きを請求しなかった場合、その出願は放棄されたものとみなされる。

出願が拒絶された場合、出願人は特許委員会に対して、その拒絶査定を受けた日から起算して 60 日以内に不服を申し立てることができるが、その期日を過ぎた場合には拒絶査定を最終とする。

実体審査とは：

審査官がその出願に対して、新規性、進歩性、産業上の利用性の有無等についての審査を行うことをいう。

外国機関の審査結果報告書の採用について：(第 27 条)

タイでは、外国政府又は国際特許関係機関に依頼した審査結果をタイ国での審査結果とし、審査の時間的効率化がはかられている(例えばアメリカ、ヨーロッパ、日本特許庁などの審査結果報告書など)。

外国にすでに出願しており、その外国からの最終審査結果報告書を受領した場合、出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならないが、実務上、この期間を過ぎて報告書を提出した場合の罰則は無い。

なお、外国知財庁の審査結果を提出した場合には、運用上、特許室長に請求することにより、早期審査を受けることができる。

特許登録前の補正について：(第 20 条)

出願人は、登録前であれば審査官からの命令がなくても特許出願明細書、請求項あるいは図面を補正することができるが、出願時の内容の範囲を拡大したり、又は新しい内容を追加したりすることは出来ない。

### (iv) 特許の交付

登録命令：(第 33 条)

実体審査の結果、特許要件を満足すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。

特許料の納付：(第 33 条)

出願人は、登録命令を受領した日から 60 日以内に特許証の手数料を納付しなければならない。手数料が納付された後、特許証の交付が行われる。

## 2-17. 不服審判請求について

特許登録前：

出願人が行う場合

担当官による補正・拒絶命令や、異議申し立て人を支持する局長の決定に対して不服がある場合、出願人は、それらの命令や決定の通知を受けた日から 60 日以内に特許委員会に対して審判を請求することができる。



### 第三者が行う場合

出願公開後、その出願人よりも出願人的確性を有すると主張する第三者、あるいはその出願が特許法の要件（新規性・進歩性・産業上の利用可能性、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件等）に基づかない発明であると主張する第三者は、出願公開日から 90 日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

その出願人は、担当官からその異議申し立て書の送付を受領した日から 90 日以内に意見書を証拠と共に提出しなければならない。

特許登録後：

### 第三者が行う場合（第 54 条）

その特許が、新規性等の要件、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件等について瑕疵があると主張する場合に、その第三者は特許の無効を裁判所（タイ国際取引及び知的財産裁判所）に提訴することができる。

### タイ知的財産局の局長が行う場合（第 55 条）

- ① 50 条に基づくライセンスが発行発動された後 2 年を経過しても、特許権者または実施権者がタイ国内で合理的理由もなく当該製品を生産せず、また当該特許方法を使用しない場合、あるいは特許製品を販売または輸入しない場合、特許方法によって製造した製品を販売または輸入しない場合、あるいは当該製品を法外な価格で販売していた場合で、局長が当該特許を取り消す事が適当であると認めた場合、
- ② 特許権者が第 41 条の規定（特許権の実施許諾及び特許権の譲渡は文書により行うこと等）に違反して特許の実施を許諾した場合

## 2-18. 特許委員会（第 66 条）

特許委員会の委員は内閣が選任する。委員長は商務省副大臣が就き、その他の委員は 1 2 名である。委員会の権限と義務は特許法に規定されている。委員の任期は 2 年である。

委員会に対し特許の取り消しを求める前に、局長は調査を命令し、特許権者と特許実施者に対し陳述書を、通告受領後 6 0 日以内に提出するよう通告しなければならない。局長は何人に対しても出頭させて証言させたり、追加の書類あるいは物品を提供させることができる。

調査の後、特許を取り消すのに十分合理的な理由が有る場合、局長は委員会に対し特許取り消しを求めて自らの報告を提出しなければならない。

第 55 条に基づく特許取り消しについて局長が作成する報告を検討するに際し、委員会は適宜、反対者、申請人、特許権者あるいは特許実施者に対し、委員会の定める規則に従って証拠あるいは追加陳述の提出を求めることができる。

委員会の決定と命令はその理由とともに全当事者に通知される。決定あるいは命令に同意しない当事者は通知受領後 6 0 日以内に裁判所に提訴することができる。提訴が無い場合、委員会の決定は法的に有効となる。

本特許法に基づいて提訴された事案について裁判所は、委員会あるいは局長に対し、いずれかの当事者に代わって何らかの手数料の支払いを命令してはならない。

## 2-19. 特許の保護期間（第 35 条）

特許権は出願日から 20 年間有効で、その期間内で特許権者はその特許についての独占的権利を持つことができる。もし、出願人の資格又は異議申し立てに関わる係争手続きがあった場合、その係争に関わる期間は除かれる。

また、特許権者はその期間内に、他人に条件を設けて特許ライセンスを与えることもできる（ライセンスの項目で後述）。

そして、特許権の有効期間 20 年を経過すると、その特許についての独占権は消滅し、何人もその特許発明を自由に使用することが出来る。

## 2-20. 権利取得により付与される権利 (第 36 条)

特許の登録を許可された特許権者は、以下の独占的権利を有する。

物の発明の場合：

その物の生産、使用、販売、販売のための所持、販売の申し出、国内への輸入を行うこと

方法の発明の場合：

その方法を使用して製品を生産、販売、販売のための所持、販売の申し出、輸入を行うこと

ただし、特許権は、以下の場合には及ばない。

- ① 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験、あるいは研究に利用する行為。
- ② 製造者あるいは使用者が善意でその特許出願以前にその生産に従事し、又はその装置を取得しており、出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第 19 条の 2 に該当しない場合、特許登録したものを生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- ③ その医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基づく医薬調合行為。
- ④ 特許権権利期間後にその特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、その医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- ⑤ タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、その機材がその船舶にとって必要である場合、船舶又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- ⑥ タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機又は自動車がタイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機又は自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- ⑦ 特許権者がその製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、その特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

## 2-21. 国際特許出願 (PCT)

2008 年 1 月、PCT 加盟案がタイ国会にて通過したところ。

## 2-22. 特許又は小特許の出願変更 (第 65 条の 4)

同一の発明について、発明特許及び小特許の両方にて登録されることはできないため、登録前にその発明は特許もしくは小特許のいずれかに変更されなければならない。また、元出願の出願日は変更後の出願日とすることができる。

## 2-23. 特許の譲渡 (第 38 条)

特許所有者は自分の特許を他人に譲渡できる。また特許は特許権者の相続人に相続されることができる。

特許譲渡の登記を申請する場合、特許被譲渡人は、知的財産局長が指示し印刷させた用紙に従った申請書および特許譲渡契約書を管轄当局に提出するか、書留郵便で送付する。

この場合の管轄当局は

- ① 商務省知的財産局
  - ② 地方商務局あるいは局長が指示する他の業務単位
- のいずれかである。

遺産相続による特許譲渡の登記申請に際しては、特許権者の相続人は、知的財産局 局長が指示し印刷させた用紙に従った申請書および「知的財産局告示」に基づく証拠書類を管轄当局に提出するか、書留郵便で送付する。

この場合の管轄当局は

- ① 商務省知的財産局
  - ② 地方商務局あるいは局長が指示する他の業務単位
- のいずれかである。

登録された代理人が譲渡登記の申請を行う場合、委任状も必要である。

## 2-24. 特許の放棄

特許権者はその特許の全部又は一部（一部の請求項に係る特許）を放棄することができる。（詳細は1999年特許法に基づく省令第27部（1999年）。また小特許についてもこの規定は準用される。）特許権あるいは請求の範囲の一部を放棄するに際し、当該特許に共同権利者がいる場合は、放棄は特許権者全員の同意を必要とする。特許のライセンスが行われている場合、そのような放棄は実施権者全員の同意を必要とする。

特許権あるいは請求範囲の一部放棄の申請方法：

特許権者は知的財産局規定のフォームを商務省、知的財産局の担当官に提出するか、書留郵便で送付する。

特許権者がタイに居住していない場合、局長のもとに登録された代理人による出願が出来る。その際、委任状を知的財産局に提出するが公証手続きが必要である。

特許権者がタイに居住している場合、局長のもとに登録された代理人が代わって申請することができる。この場合も、委任状を申請の際に添付する。

特許権あるいは請求範囲の一部放棄申請ができない場合とは：

- ① 放棄を求めている当該特許が、他人の特許を侵害しているとの訴えが有る場合
- ② 瑕疵のある特許であるとの訴え（タイ国特許法第54条、意匠の場合は特許法第64条、小特許の場合は第65条の9に記載）に基づいて当該特許の取り消しを求める訴訟が有る場合

局長が申請を承認した場合、担当官は特許登録簿にこの放棄を記録し、特許権者にこの決定を通知し、商務省知的財産局の掲示板に少なくとも30日公開しなければならない。

## 第3章 小特許権の取得

### 3-1. 保護対象、根拠法

1999年版改正特許法(第3部, 1999年9月27日施行)によって、初めて小特許制度(実用新案制度)が設けられ、改正特許法(第3部)の第65条の2から第65条の10までにその内容が規定されている。

登録要件：(第65条の2)

小特許の登録を受けるためには、その発明に

- ① 新規性があり、
- ② 産業に利用できること

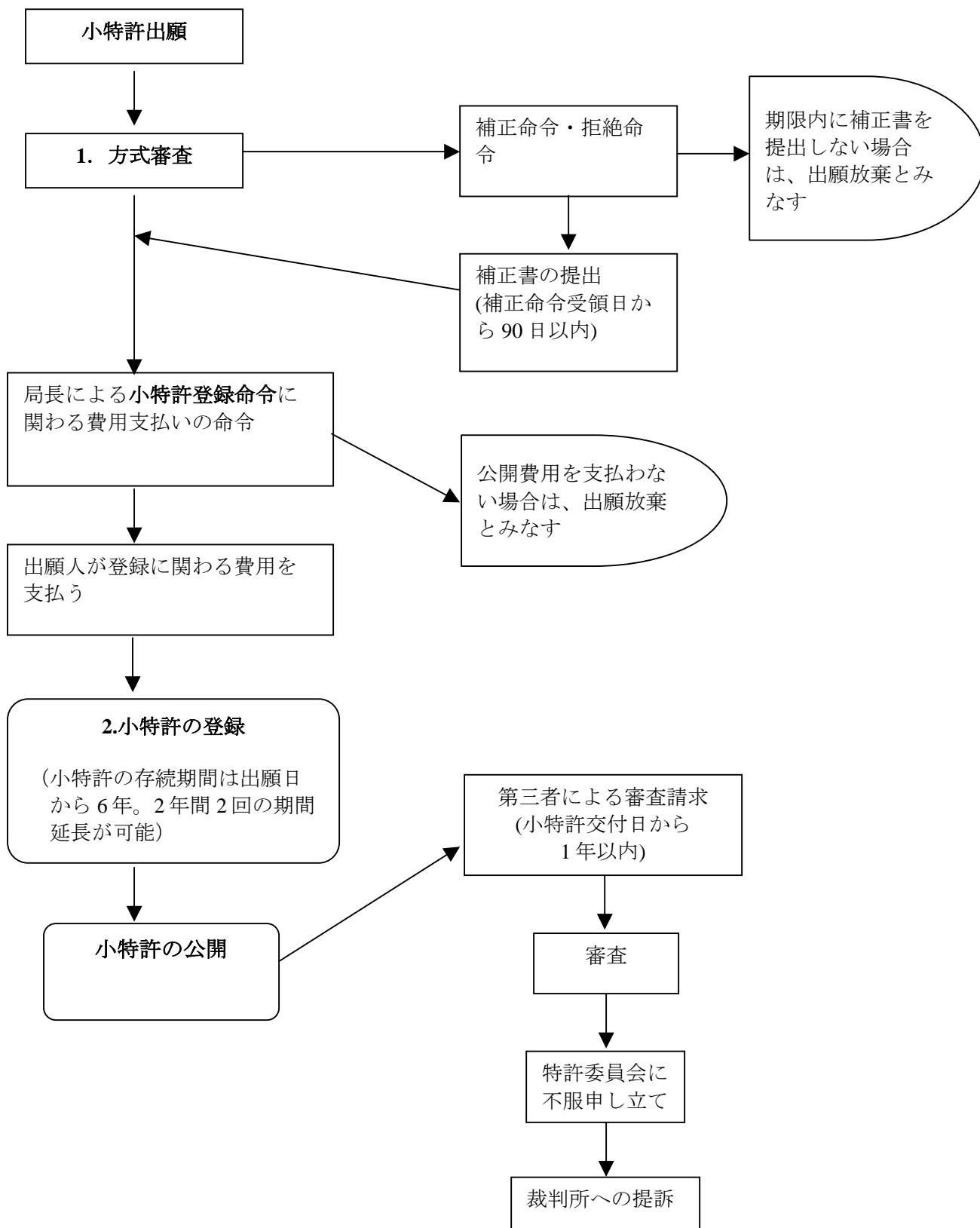
が必要である。

また、新規性と産業への利用の解釈については特許の場合と同じである。

以下の点は特許と同じであるので、「特許」の章をご参照頂きたい。

- ・ 発明の定義など
- ・ 出願・保護適格者
- ・ 職務発明の権利の帰属先
- ・ 不登録事由
- ・ 自前・外注による出願前調査の方法
- ・ 出願日の起算日
- ・ 出願書類一式、様式、内容、提出先
- ・ 優先権主張
- ・ 分割出願の可否・方法
- ・ 異議申し立ての適格者・期限・根拠・方法・申し立て先、出願者による補正の可否・期限・方法

### 3-2. 小特許出願から登録までのフローチャート



### 3-3. 小特許出願から登録までの手続き

#### (i) 方式審査

出願後、その出願が方式的要件や不特許事由に該当するか否かについて審査が行われる。(方式的要件や不特許事由については、特許又は意匠のページを参照。)

#### (ii) 小特許の交付と公開

登録命令：

方式審査の結果、登録に値すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。(小特許出願においては、登録前の実体審査制度は無い。)

公開に関わる手数料の支払い：

登録命令を受領した日から60日以内に出願人が手数料を支払った場合、その小特許は登録され、後日公開される。もし上記期日以内に出願人が手数料を支払わなかった場合、その出願は放棄されたと判断される。

小特許の登録と公開：

小特許は、特許や意匠と異なって登録後に公開され、公報にその詳細が公開される。

小特許登録公報 CD-ROM：

登録公報 CD-ROM は1ヶ月に1,2回の割合で不定期に発行され、CD-ROM は一般の人も購入が可能である。

審査請求：(第65条の6)

小特許の交付日から1年以内に、何人もその小特許出願の要件(新規性、産業上の利用性)について知的財産局に審査請求することができる。

出願の変更：(第65条の4)

小特許出願人は、その小特許の登録前に、その出願を特許出願に変更することができ、省令で定められた手続きに基づき、変更前の出願日を確保することができる。

小特許の存続期間：(第65条の7)

出願日から6年間であるが、その権利期間を2年間2回延長することができる。延長申請をする場合は、権利期間終了90日以内に延長の申請手続きをしなければならない。

また、小特許権者は、「Thai petty patent」の用語、あるいは略語「TPP」、あるいは同様な意味の外国文字を、製品、容器、あるいは包装容器、又はその小特許発明の広告に使用する排他的権利を有する。